

北上地区消防組合人事行政運営等の状況の公表条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 18 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 7 号

北上地区消防組合人事行政運営等の状況の公表条例の一部を改正する
条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合人事行政運営等の状況の公表条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合人事行政運営等の状況の公表条例（平成17年北上地区消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>人事評価の状況</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>退職管理の状況</u></p> <p>(8) 研修の状況</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>
<p>(管理者の把握事項)</p> <p>第5条 前条の規定により管理者が取りまとめなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員に対する不利益な処分についての<u>不服申立て</u>の状況</p>	<p>(管理者の把握事項)</p> <p>第5条 前条の規定により管理者が取りまとめなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員に対する不利益な処分についての<u>審査請求</u>の状況</p>

(4) [略]

(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。